

新しく入学した留学生の皆様へのお知らせ



出入国在留管理庁
Immigration Services Agency of Japan

👉 生活のルール・習慣について

- ・日本で安心して生活するために、ごみ出しや電車の利用等について日本のルールを守りましょう。
- ・日本人は、大きな声を出すことは、他人に対して迷惑だという意識があります。
- ・話し声などについては、近所の人に迷惑にならないように気をつけましょう。

※出入国在留管理庁ホームページ「外国人生活支援ポータルサイト」で公表している「生活・就労ガイドブック」には、日本における生活のルールや習慣等の詳しい内容が掲載されています。

<http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



👉 アルバイトについて

アルバイトは1週につき28時間以内まで
(夏季休暇など長期休業期間中であれば1日8時間以内)

- ・留学生が日本でアルバイトするためには、資格外活動許可を受ける必要があります。
- ・資格外活動許可の包括許可が認められた場合は、1週につき28時間以内（夏季休暇など学則で定められた長期休業期間中であれば1日8時間以内まで）のアルバイトができます。
- ・アルバイトをしている場所について、学校に伝えてください。
- ・資格外活動許可に違反している場合は、在留期間の更新が認められない可能性があります。

👉 大学卒業後に日本で就職したい方は

- ・大学卒業後に日本で就職したい方は、日本における採用のルールは出身国と異なる場合があるので、しっかり確認して準備することが重要です。
- ・大学1年生や2年生のうちから学校のキャリアセンターに相談するようにしましょう。

👉 困ったことがあったら

- ・日本での生活・在留に関して困ったことがあったら、その内容に関する相談窓口にご相談できます。
- ・どこの窓口にご相談したら良いかわからない場合は、お住まいの市区町村の相談窓口にお問い合わせください。

Z

※裏面に相談窓口の連絡先を掲載しています。

👉 公的義務について

国民健康保険

- ・国民健康保険は、けがや病気をしたとき、出産したとき、亡くなったときなどに必要な保険給付を受けることができる医療保険制度です。
- ・国民健康保険の加入手続は、お住まいの市区町村役場で行います。

国民年金

- ・国民年金は、予測できない将来へ備えるため、社会全体で支える仕組みであり、けがや病気をしたとき、亡くなったときなどに必要な給付を受けることができる制度です。
- ・国民年金の加入手続は、お住まいの市区町村役場で行います。
- ・所得が少ない場合などに、保険料の納付が免除される制度があります。

税金

- ・留学生であっても、一定の要件にあてはまる場合には、税金を納める必要があります。
- ・アルバイト先が複数ある場合は、税務署で納付のための手続きが必要です。
- ・日本から出国するまでに所得税、住民税を納めることができなかった場合は、出国する前に日本に住んでいる方を「納税管理人」として定めて税務署及び市区町村役場に届出してください。

👉 相談窓口の連絡先について

地域の相談窓口一覧

日本での在留に関する様々なことについて、地方公共団体が設置した相談窓口にご相談できます。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf>



困ったときの相談窓口一覧

困ったことがあったときに無料で相談できる公的機関の窓口です。

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930004234.pdf>



外国人在留支援センター（F R E S C / フレスク）

日本での在留に関する様々なことが相談できます。

TEL : 0 5 7 0 - 0 1 1 0 0 0

<http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html>



外国人在留総合インフォメーションセンター

入国手続や在留手続などについて相談できます。

TEL : 0 5 7 0 - 0 1 3 9 0 4

<http://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>

